

竹島の領有権に係る国際司法裁判所への単独提訴・有効な対策を求める意見書

本年 8 月 15 日、日本政府の事前の抗議・中止の働きかけにもかかわらず、韓国の国会議員が竹島に上陸した。

これまでに、平成 24 年 8 月 10 日の李明博韓国大統領（当時）の竹島上陸以降、政府・国会関係者が上陸した。

日本政府は、その都度、強く抗議したところであるが、このまま放置すれば韓国側の不法上陸が今後も繰り返される者と危惧している。

また、日本政府は、韓国政府に対してこれまで 3 回にわたり国際司法裁判所への付託を提案してきたが、韓国政府は拒否している。

こうした状況において、竹島問題に関する我が国の主張の正当性を国際社会へ強く訴えるべく、日本政府においては、竹島領有権について国際司法裁判所への単独提訴など有効な対策を講ずることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 7 日

島根県議会

介護・福祉人材の確保に関する意見書

平成 27 年 4 月の報酬改定では、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が図られた一方、全体として見ると介護報酬は 2.27%のマイナス改定、障がい福祉サービス等報酬は±0%の改定であった。

県民誰もが住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らしていくためには、県民生活のセーフティネット基盤である福祉サービス事業の安定的な経営と、それを支える優秀な介護・福祉人材の確保が必要である。

ニーズに応じた介護・福祉サービスを提供するために必要となる人材を確保するため、国の施策として、介護・福祉人材の育成、処遇の改善及び職場環境の改善等を進める必要がある。

については、介護・障がい福祉サービスの基本報酬の引き上げや、重度障がい者等へのきめ細かい支援のための加算の拡充を通じて、介護・福祉職員の処遇改善や、人員配置を充実し、介護・福祉人材が安定的に確保できるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 7 日

島根県議会

保育施策の充実を求める意見書

我が国の少子高齢化の振興は、人口減少時代に突入するなど厳しい状況にあり、少子化対策は、社会の存立基盤に大きな影響を与える喫緊の課題となっている。

また、本県の保育現場では、厳しい労働環境や低い給与水準などから人材確保について困難な状況が続いており、保育の質の向上を図るためにも、対策の強化を一層進めていく必要がある。

このような中、平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援新制度においては、幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充や質の向上等を進めているが、このたびの消費税率の引き上げ延期により、制度の円滑な実施に必要な財源の確保が明確になっていない状況にある。

夫婦の共働き率が増加するなどの理由により、保育に対するニーズは、ますます高くなりつつあり、また、中山間地域や離島などにおいても、地域の子育て支援の拠点として、保育所の役割は極めて重要である。

については、保育現場での処遇改善、人材確保、それぞれの地域の特性を踏まえた保育施策のさらなる充実が図られるよう要望する。

記

1 保育施策の充実や安定につながる財源の確保について

消費税・地方消費税の税率引き上げの再延期に関わらず、子ども、子育て支援新制度が目指す幼児期の学校教育や保育等の「量及び質の拡充」が着実に実施されるように、必要な財政措置を確実に講じること。

2 新制度における地域子ども・子育て支援事業に係る補助制度の見直しについて

延長保育や一時預かり事業等について、より安定的に人員を配置し事業実施ができる制度とするなど、地域子ども・子育て支援事業の見直し、充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 7 日

島根県議会

災害ボランティア活動への支援を求める意見書

近年、我が国においては、東日本大震災や広島県の土砂災害、関東・東北豪雨災害や熊本地震、東北・北海道の台風災害、全国各地で大規模な災害の発生が相次いでいる。島根県内でも、平成 18 年と平成 25 年に豪雨災害による甚大な被害を受けた。

これら大規模災害の被災地では、全国から駆け付けた災害ボランティアが家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理に加え、避難所の支援などにもあたり、発災直後から大きな役割を果たしてきた。

今後、想定される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震をはじめとする震災や大規模化・頻発化する自然災害に備え、被災地に必要なボランティアを全国から長期にわたって集めるために環境整備は、国全体で取り組むべき大きな課題である。

これまで、民間では高速道路会社や鉄道会社、航空会社、旅館などが独自に割引措置を実施したり、自治体等がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民共に負担軽減の取り組みを行った事例がある。国は、こうした動きをさらに広め、被災地自治体の要請に応じて多くのボランティアが参加できるようにすべきである。

については、国として、地震、津波、豪雨などの大規模自然災害時に被災地自治体の要請に応じて、多くの国民が災害ボランティア活動に取り組みやすくなるように、支援のあり方を速やかに検討されるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 7 日

島根県議会

民泊の法制化に関する意見書

訪日外国人観光客の急増にともない、住宅を活用したいいわゆる「民泊サービス」が普及している。

しかしながら、ルールが設けられていない中で、地域によっては騒音やごみの出し方等で近隣住民とのトラブルが起きている事例がある。

これらにことを受け、国においては、安全性の確保、地域住民とのトラブル防止及び観光立国の推進を基本的な視点とする検討会が設置され、このほどその最終報告で、「民泊サービス」については、既存の旅館業法とは別の新たな法整備に取り組むこととされたところである。

については、国におかれては法制化に当たり、「民泊サービス」と旅館業を明確に区別した上で下記のとおり取り組まれるよう要望する。

記

- 1 宿泊者の安全を確保し、地域住民の安心・安全な生活環境を守ることができるよう、例えば、公衆衛生、防火・防災及び防犯等の管理責任を明確にする等、旅館業に準じたルールを設けること。
- 2 地域の実情に応じた条例化が可能となるよう配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 7 日

島根県議会